

## 短期入所生活介護事業 龍ヶ岡 利用料金表

(R7.5.1～) 改正

## (1) 介護保険法により必ずお支払い頂く費用

1単位10.55円

## ①介護度別サービス費（介護報酬の1割負担）

(1日あたり利用料金)

(総単位数×介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (14.0%) ×10.55) (1～3割)

加算 介護度	施設 サービス費	機能訓練体 制加算	サービス提 供体制強化 加算(Ⅰ)	合計 単位数	介護職員等 処遇改善加 算(Ⅰ)	利用料金 (1割)	利用料金 (2割)	利用料金 (3割)
要支援1	451	12	22	485	68	¥584	¥1,167	¥1,751
要支援2	561	12	22	595	83	¥716	¥1,431	¥2,146

## ②上記以外の介護報酬加算

※利用者の状況に応じていただく介護報酬

加算項目	(1日あたり単位数)
送迎(体制)加算(片道)	184 単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間を限度)	200 単位
若年性認知症利用者受入加算	120 単位
療養食加算(1日3回を限度)	8 単位
生産性向上推進体制加算	10 単位

## ③介護保険対象外となり全額を本人負担して頂くもの

※食費(食材料費及び調理費)

※居住費(居住環境に応じて、個室料又は多床室料)

(1日あたり利用料金)

利用者負担	食費 (1日)	居住費	合計	対象者	預貯金額	(夫婦の場合)
標準額	1,505円	個室	1,231円	2,736円	市町村民税課税世帯 年金と所得合計266万円以上	
	朝食315円 昼食670円 夕食520円	多床室	915円	2,420円		
第3段階②	1,300円	個室	880円	2,180円	市町村民税非課税世帯 年金と所得合計120万円以上	500万円
		多床室	430円	1,730円		
第3段階①	1,000円	個室	880円	1,880円	市町村民税非課税世帯 年金と所得合計80万円以上120万円以下	550万円
		多床室	430円	1,430円		
第2段階	600円	個室	480円	1,080円	市町村民税非課税世帯 年金と所得合計80万円以下	650万円
		多床室	430円	1,030円		
第1段階	300円	個室	380円	680円	市町村民税非課税世帯 生活保護受給者	1000万円
		多床室	0円	300円		

※利用者の所得により、食費、居住費の減額があります。(上記の金額は減額された金額です。)

## (2) ご利用者・ご家族様の希望によってサービスを利用された場合にお支払い頂くもの

サービス内容		利用料金	
送迎費【片道】 (介護報酬の1割負担額と加算額) 入所・退所受付時間 送迎サービス時間 9:00～17:00		龍ヶ崎市外	195円(介護報酬は1,950円) + 500円 (加算額)
受付・送迎時間外料金 7:30～ 8:30 17:30～20:00  *基本的にはご家族でお願いします。 *時間外送迎については対応できない場合もございますので、早めにお申出下さい。		送迎時間外割増料金	介護職員1人 1,500円
			介護職員2人 3,000円
		例1) 時間外の入所と送迎(介護職員2人対応の場合) 入退所受付時間外割増料金 1,500円 送迎時間外割増料金(職員2人) 3,000円 合計4,500円  例2) 時間外の入所と送迎(ご家族対応の場合) 入退所受付時間外割増料金 1,500円 送迎時間外割増料金(ご家族) 0円 合計1,500円	
買い物代行	必要に応じ買い物を代行した場合		100円/1回
嗜好品	・個々の状態や嗜好に応じた栄養 ・水分補給サービス		要した費用の実費
移送・搬送 付添サービス		利用者が外出(受診を含む)した際に、職員が付き添った場合	①1,500円/1回(職員1人につき) ②3,000円/1回(職員1人につき)
		①日中(9:00～17:00)	
		②夜間(17:00～翌日9:00)	
		利用者が外出(受診を含む)した際に、施設の車輛(職員が送迎)を使用した場合	①市内、施設より10km圏内 1,000円/1回 ②施設より10km以上 上記に100円/1kmの割増
貴重品の管理と預・現金の出納サービス		貴重品の管理及び預・現金の出納	100円/1日
取消料		入所予定の前日17:30以降の取消	介護報酬1日分の半額(2分の1)
理美容サービス		理・美容師の出張によるサービス	実費
電化製品の使用料		持ち込み	テレビ・電気毛布、パソコン等 インターネット(接続は各自対応願います。)
			1品 50円/1日
		施設提供	テレビ
デジタル請求書未登録		・請求書・領収書をデジタルではなく、郵送または手渡しで受け取る場合	毎月 500円
その他必要に応じて行う介護保険適用外サービスの実施		双方の協議のうえ決定する	

## (3) 介護保険の費用内で提供させて頂く主なもの

日用品費個人的に使うものについては、ご利用者・ご家族でご購入下さい。

日用品費	個人的に使うものについては、ご利用者・ご家族でご購入下さい。
オムツ（布オムツ・紙オムツ）	当施設で提供する以外のオムツをご希望される場合は、ご利用者・ご家族でご購入の上お持ち下さい。この場合はご利用者・ご家族の負担となります。
衣類の洗濯	ご利用者の日常着の洗濯 （施設内で洗濯できない個人的な衣類等はクリーニング店へ出します。その実費はご利用者・ご家族の負担となります。）
ベッド（含む寝具）・車椅子・歩行器・ポータブルトイレ等の介護機器	当施設備え付け以外の専用物を希望される場合はご利用者・ご家族でご用意下さい。

※医療費・入院費等は別途自己負担になります。

※詳細につきましては、重要事項説明書・入所契約書をご確認下さい。

※所得に応じて負担の軽減制度がありますので、対象になる方はその証明書をお持ち下さい。

（証明書の提示がない場合は、軽減制度の適用になりませんのであらかじめご了承下さい。）

※不明な点等ございましたら遠慮なく職員にご確認下さい。